

令和4年第8回議事録

黒石市農業委員会

議 事 録

- 1 開催日時 令和4年8月16日(火) 午前8時52分～午前9時15分
- 2 開催場所 黒石市産業会館4階 大会議室
- 3 出席委員 (13人)

会 長	11番	木 立 康 行	
会長職務代理者	10番	佐 藤 孝 文	
委 員	1番	佐 藤 陽 介	2番 今 隆 俊
	3番	石 澤 孝 知	4番 長 内 康 之
	5番	木 村 功	6番 高 橋 英 子
	7番	工 藤 勝 彦	8番 大 平 成 年
	9番	工 藤 元 伸	12番 佐 藤 国 雄
	13番	佐 山 秀 夫	
- 4 欠席委員 (0人)
- 5 出席農地利用最適化推進委員 (4人)

・浅瀬石・追子野木地区	佐 藤 仁	・黒石地区	高 木 一 弥
・山形地区	山 口 貴 佳	・中野地区	櫻 庭 太 志
- 6 欠席農地利用最適化推進委員 (2人)

・沖揚平・厚目内地区	森 山 栄 治	・六郷地区	加 藤 浩 揮
------------	---------	-------	---------
- 7 議事参与の制限委員 (1人)

13番	佐 山 秀 夫
-----	---------
- 8 付議案件

報告第18号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第19号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
議案第37号	農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第38号	農用地利用集積計画の決定について
議案第39号	下限面積(別段の面積)の設定について

9 事務局職員

事務局長

事務局長補佐

農政農地係長

主 査

主任主事

主 事

中 田 憲 人

工 藤 英 樹

福 士 博 幸

山 田 和 晶

齋 藤 伸 恵

工 藤 慎 也

中田事務局長	定刻前ですが、本日、出席予定の皆様がお揃いになりましたので、会議を始めさせていただきます。 本日は、森山栄治推進委員と加藤浩揮推進委員から欠席の連絡が入っております。 それでは、会議規則第4条の規定により、会長に議長を務めていただき進めてまいります。よろしくお願いします。
議 長	(開会のあいさつ) 黒石市農業委員会憲章の唱和を、佐藤孝文職務代理者をお願いします。
職務代理者	ご起立願います。 私が読み上げますので、一、農業委員会は、の次からご唱和をお願いします。 黒石市農業委員会憲章 一、農業委員会は、(全員で唱和) ありがとうございました。
議 長	ただいまから、令和4年第8回黒石市農業委員会総会を開会いたします。 在任農業委員中、出席委員が13人で、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。 また農地利用最適化推進委員につきましても、4人が出席しております。 次に、議事録署名者並びに書記の選任についてお諮りいたします。
委 員	「議長一任」の声
議 長	議長一任の声がありますので、私から指名いたします。 議事録署名者には、1番佐藤陽介委員、2番今隆俊委員をお願いします。書記には事務局の工藤補佐をお願いします。 なお、総会の議案書は、事前に各委員に配付しておりますので、事務局には要点の説明をお願いします。 議案の審議に入る前に、報告第18号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」を事務局から報告をお願いします。
工 藤 主 事	報告第18号は、農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり農地法の許可を要しない権利取得に係る届出書を受理したので報告するものです。 別紙で説明いたします。 2ページをご覧ください。 令和4年7月受理分は、相続が4件、総面積52,225㎡、田が22筆37,264㎡、平畑が9筆13,501㎡、樹園地が1筆1,460㎡となっております。 以上です。
議 長	ただいまの報告について、審議事項ではありませんが、ご質問等がありましたら承ります。

委 員	「なし」の声
議 長	質問がありませんので、次に、報告第19号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」を、事務局から報告お願いします。
工 藤 主 事	報告第19号は、農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものです。 別紙で説明いたします。 4ページをご覧ください。 受付番号19番は、黒石字浄光寺の田、ほか1筆合計7,211㎡を賃借人の都合により、令和4年7月19日に合意解約したものです。 受付番号20番は、黒石字十三森の田、ほか1筆合計7,823㎡を賃借人の都合により、令和4年7月19日に合意解約したものです。 受付番号21番は、青山の田、3,893㎡を賃借人の都合により、令和4年7月27日に合意解約したものです。 受付番号22番は、馬場尻下の田、5,174㎡を賃借人の都合により、令和4年7月29日に合意解約したものです。 以上です。
議 長	ただいまの報告について、審議事項ではありませんが、ご質問等がありましたら承ります。
委 員	「なし」の声
議 長	質問がありませんので、以上で報告を終わります。 それでは、議案第37号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
齋藤主任主事	議案第37号は、農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。 別紙で説明いたします。 今回の申請は、使用貸借権設定1件、賃借権設定1件、所有権移転が7件です。 6ページをご覧ください。 (1) 使用貸借権設定です。 受付番号7番は、大字二双子字野田の田、123㎡を耕作便利のため10年間貸借するものです。 7ページをご覧ください。 (2) 賃借権設定です。 受付番号20番は、大字黒石字浄光寺の田、ほか1筆合計4,913㎡を経営規模拡大のため、10年間貸借するものです。 借人は、認定農業者で農業経営基盤強化促進法の受け手の要件に該当します

	が、法定更新を希望したため、農地法第3条での申請となりました。 8ページをご覧ください。 (3) 所有権移転です。 受付番号24番は、大字二双子字野田の田、ほか1筆合計4, 897㎡を贈与のため、取得するものです。 親から子への経営継承によるものです。 受付番号25番は、大字浅瀬石字南田の樹園地、2, 644㎡を経営規模拡大のため、取得するものです。 受付番号26番は、大字上山形字石倉下の樹園地、ほか9筆合計5, 880㎡を贈与のため、取得するものです。 親から子への経営継承によるものです。 9ページをご覧ください。 受付番号27番と受付番号28番は、交換のための申請です。 受付番号27番は、大字赤坂字北野崎の樹園地、766㎡を取得するものです。 受付番号28番は、大字赤坂字北野崎の樹園地、ほか1筆合計1, 338㎡を取得するものです。 受付番号29番は、大字牡丹平字柏木山の樹園地、4, 448㎡を経営規模拡大のため取得するものです。 受付番号30番は、大字牡丹平字鱈頭の樹園地、ほか1筆合計5, 935㎡を経営規模拡大のため取得するものです。 以上の申請につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。 なお、申請書及び添付書類の内容確認並びに申請地の現地調査にあたった委員より報告があります。 今回は、コロナ禍により感染予防対策のため、現地調査は事前に事務局で撮影してきた現地の写真及び職員による状況説明で実施しました。 以上です。
議 長	それでは、申請書及び添付書類の内容確認並びに申請地の現地調査を行った、10番佐藤孝文委員に報告をお願いします。
佐藤孝文委員	今回申請があった農地について、去る8月5日、大平成年委員、山口貴佳推進委員、私と事務局を交えて、8月4日に事務局による事前調査で撮影された現地の写真及び職員による現地の状況説明の聞き取りしたこと並びに、申請書及び添付書類等の審査した結果を報告します。 (1) 使用貸借権設定です。 受付番号7番は、耕作便利のための申請です。 現況は田で、権利取得後は、水稻の栽培が行われます。 (2) 賃借権設定です。 受付番号20番は、経営規模拡大のための申請です。 現況は田で、権利取得後は、水稻の栽培が行われます。

	(3) 所有権移転です。 受付番号24番は、贈与のための申請です。 現況は田で、権利取得後は、水稻の栽培が行われます。 受付番号25番は、経営規模拡大のための申請です。 現況は樹園地で、権利取得後はりんごの栽培が行われます。 受付番号26番は、贈与のための申請です。 現況は樹園地及び平畑で、権利取得後はりんごの栽培が行われます。 受付番号27番と受付番号28番は、耕作地の区画整理のため、申請に至ったとのことで、交換のための申請です。 受付番号27番と受付番号28番ともに、現況は樹園地で、権利取得後はりんごの栽培が行われます。 受付番号29番と受付番号30番は、譲渡人が営農困難となったため、申請に至ったとのことで、経営規模拡大のための申請です。 受付番号29番と受付番号30番ともに、現況は樹園地で、権利取得後はりんごの栽培が行われます。 今回申請があった9件は、権利を取得することで周辺農地及び農業上の利用において、影響はないものと思われます。 以上です。
議 長	ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委 員	「なし」の声
議 長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員 一 同	「異議なし」の声
議 長	ご異議がありませんので、議案第37号は、原案のとおり決定いたします。 次の議案第38号につきましては、13番佐山秀夫委員の親族が審議対象となっておりますので、議事参与の制限により、当該事案審議開始から終了まで退席をお願いします。 (佐山秀夫委員退席) それでは、議案第38号「農用地利用集積計画の決定について」を議題いたします。 事務局の説明をお願いします。
山 田 主 査	議案第38号は、黒石市長から、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めた旨の通知があったので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農業委員会の決定を求めるものであります。 今回の申請は、使用貸借権設定が1件、賃借権設定が5件、所有権移転が2件です。

	別紙で説明いたします。 12ページをご覧ください。 (1) 使用貸借権設定です。 受付番号1番は、大字東野添字長坂道北の樹園地、ほか1筆合計1,989㎡を5年間で再設定するものです。 13ページをご覧ください。 (2) 賃借権設定です。 受付番号72番は、認定新規就農者で大字高館字甲花岡の畑、1,500㎡を10年間10a当たり6,700円で、新規設定するものです。 受付番号73番は、大字黒石字浄光寺の田、ほか1筆合計7,211㎡を10年間10a当たり13,000円で、経営規模拡大のため新規設定するものです。 受付番号74番は、大字黒石字十三森の田、ほか1筆合計7,823㎡を5年間10a当たり12,200円で、経営規模拡大のため、新規設定するものです。 受付番号75番は、青山の田、3,893㎡を10年間10a当たり13,000円で、経営規模拡大のため、新規設定するものです。 受付番号76番は、馬場尻下の田、5,174㎡を5年間10a当たり13,000円で、経営規模拡大のため、新規設定するものです。 15ページをご覧ください。 (3) 所有権移転です。 受付番号26番は、申請人が賃借関係にある、大字豊岡字狼森の樹園地、2,481㎡を所有権移転するものです。 受付番号27番は、申請人が賃借関係にある、大字浅瀬石字扇田の田、462㎡を所有権移転するものです。 以上、計画書の内容及び申し出のあった際の聞き取りにより、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。 以上です。
議長	ただいまの説明について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
佐藤国雄委員	賃借権設定受付番号27番は、取得面積が1,500㎡であり、経営面積が農地取得要件にある下限面積の5,000㎡を超えていませんが、許可することはできるのですか。
福士係長	借人は、認定新規就農者として、市の認定を受けた者です。市の基本構想で認定新規就農者の基準が定められており、青年等就農計画の認定を受け、農業を営もうとするものです。 この認定基準には、農業経営面積のほか農業所得基準があり、その計画の達成に見合った農地取得は認められます。
佐藤国雄委員	栽培作物は、何になりますか。また、所得目標は、どのようになっています

	か。
福 士 係 長	ミニトマトの施設栽培です。１００坪のハウス２棟で始め、５年後には４棟へ増設することにより、概ね所得目標の２５０万円を達成することになります。
佐藤国雄委員	わかりました。
議 長	ほかにご質問ございませんか。
委 員	「なし」の声
議 長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員 一 同	「異議なし」の声
議 長	ご異議がありませんので、議案第３８号は、原案のとおり決定いたします。 （佐山秀夫委員指定席に着く） それでは、議案第３９号「下限面積（別段の面積）の設定について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
工 藤 主 事	議案第３９号は、農地法第３条第２項第５号で定める下限面積（別段の面積）の設定について審議を求めるものであります。 別紙で説明いたします。 １７ページをご覧ください。 令和４年度の下限面積の設定についてです。 方針は、現行の下限面積である５０ａの変更は行いません。 理由としては、２０２０年農林業センサスにおいて、市内の農家で５０ａ未満の農地を耕作している農家が１４．９％で、全農家数の４０％を超えておらず、農地法施行規則第１７条第１項第３号で定める基準に該当しないためです。 続きまして、令和４年度別段面積の設定（空き家に付随した農地）についてです。 方針は、現行の空き家に付随した農地に限定した別段の面積である１㎡の変更は行いません。 理由としては、空き家に付随する農地の取得に際し、障害となる下限面積を引き下げることで農地の取得を容易にし、農地付き空き家の有効活用を図ることにより、新規就農や定住促進への寄与と、遊休農地の解消へつなげるためです。 以上です。
議 長	ただいまの説明について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委 員	「なし」の声

議 長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員 一 同	「異議なし」の声
議 長	ご異議がありませんので、議案第39号は、原案のとおり決定いたします。これで、議案の審議が終了いたしました。 以上で、令和4年第8回黒石市農業委員会総会を終了いたします。 午前9時15分 終了 黒石市農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、ここに署名する。 令和4年8月16日 議 長 木 立 康 行 議事録署名者 佐 藤 陽 介 議事録署名者 今 隆 俊